

第2回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会 会議要旨

開催日時	平成22年6月28日（火）10時00分～12時15分
開催場所	斑鳩町役場3階第1会議室
出席委員	10名（中原会長、浦口職務代理者、青山委員、阪口委員、田中委員、辻委員、松本委員、丸尾委員、森岡委員、森本委員）
欠席委員	0名
事務局	8名（池田副町長、藤川都市建設部長、加藤都市整備課長、井上都市整備課参事、井上都市整備課長補佐、田中都市整備課係長、仲村都市整備課係長）
コンサルタント	1名（株コム計画研究所：広沢副代表）

1. 会長挨拶

2. 議事

(1) 都市づくりの目標について

■ 事務局からの説明事項

「資料1」、「資料2」及び「資料4」に基づき、新たな都市計画マスタープランの構成案や、都市の将来像、都市づくりの目標、将来人口の想定及び都市構造について説明があった。

■ 質疑事項及び主な意見

委員) 今回、文末には「です・ます」調を用いているが、現行のマスタープランでは、「である」調となっている。今回は、この形にするということでしょうか？

事務局) 総合計画についても同様に、「です・ます」調へ変更しており、今回は、よりわかりやすい表現とするために、統一をはかっている。

委員) 誤植だと思うが、4ページの歴史・自然拠点の表の中で、「史跡中宮地跡周辺」となっている。正しくは「史跡中宮寺跡周辺」ではないか？

事務局) 「寺」が正しいので、修正をお願いしたい。

委員) 1ページの「斑鳩らしい景観とゆとりある住環境を備えたまち」の中で、

「矢田丘陵の山並みを背景に、田園風景のなかに社寺や古墳が点在し…」とあるが、現状、法隆寺の裏山や矢田丘陵においては、孟宗竹が非常に氾濫し、松の木に被害が出ている。大和郡山市においては、矢田寺の参道の景観を取り戻そうと、ボランティアの手で孟宗竹を伐採する取り組みがなされている。孟宗竹の氾濫については全国的な問題であり、斑鳩町においても、孟宗竹に対する対応をマスタープランに記載し、大和郡山市のように、組織的に孟宗竹を倒していく運動を繰り広げていかない限り、自然を守っていくことができないと思うが、皆さんの意見を伺いたい。

会長) 山林の植生・復元の問題であると思うが、事務局からこの点について何かあれば？

事務局) 斑鳩町においても、規模は小さいものの、県・町・NPO法人で、里山林を守ろうと、活動を始めているところである。

会長) 斑鳩町内における山林の所有の状況は、どのようになっているのか？

事務局) 寺の所有林、民有林、国有林という内訳となっている。

会長) 面積的には、どれが一番大きいのか？

事務局) 調査し、あらためて報告させていただく。

委員) 竹の廃材を業者に引き取ってもらえば、相当な処分費用がかかる。このため、切った竹を利用し、竹の粉を糊と混ぜ合わせて壁材として利用したり、竹炭を作ったり、筍ごはんを振る舞ったりといった取り組みが進められている。斑鳩町も何らかの取り組みを進めていく必要があると感じている。

会長) このマスタープランの都市づくりの目標の中で、山林再生の問題を記述し、取り入れていくべきかという点に関して何か意見があれば？

委員) 私は計画に取り入れて欲しいと思う。このマスタープランの構成を見ると、ハードウェアづくりが中心となっている。観光行政をどうするのか、まちづくりをどうするのかといった観点で、外部の観光客を斑鳩町に引き寄せるためのソフトウェア的な考え方が見当たらない。もう少しソフトウェア面を含めて取り組んでいかなければ、完成したマスタープランを住民が見ても、「何か複雑な内容がたくさん書いてあるな」というような感想となる。この場では、例えば、龍田のまちなみを今後10年間で、どのように復活させていくのかといった議論は行われたいようなイメージを持つが、

この点についてはどうか？

事務局) 都市計画マスタープランは、どうしてもハード面が中心となる。現在、斑鳩町では第4次総合計画の策定をすすめている。総合計画については、ソフト面も含めたまちづくり全体に関する計画となるため、今の意見などは、総合計画に反映していくのが適切であると思う。

会長) ハードとソフトは一体のものである。マスタープランの中に、ソフト的な内容を数多く盛り込むことはできないと思うが、議事に残していくことが重要である。なぜ、こうしたハード整備を実施するのかということを確認するためには、ソフト面についても言及していく必要がある。

この場の議論が、総合計画にフィードバックされることもあると思うので、ソフト面についても意見をいただきたい。

委員) 歴史・自然拠点として、いくつかの拠点の設定がなされているが、具体的には、どのようなことを想定して拠点を設定しているのか？

事務局) 現行のマスタープランにおいては都市拠点という位置づけを行っているが都市拠点という語句からは、比較的、大きな都市における一定の範囲ということが連想されることから、今回、多様で魅力ある拠点という名称を用い、都市の将来像や都市づくりの目標から導き出される歴史・自然、生活・文化というキーワードをもとに、拠点の選択を行っており、町内に点在する拠点を幹線道路などのネットワークにより結びつけ、斑鳩町の魅力を高めていくという考え方にに基づき、拠点の設定を行っている。

委員) 例えば法輪寺周辺が拠点到設定されているが、拠点の設定を行うことにより、どのような変化を期待しているのか？また、法輪寺という寺だけを設定対象としているのか、もしくは周りの建物や風景も含めて設定対象に置いているのか、そして、周りの建物や風景も含めて設定対象に置いた場合に、どのような施策を実施しようとしているのか？

事務局) 具体的な整備方針については、次章の都市づくりの方針において記述している。各拠点については、都市構造を分析した中で、このような拠点が斑鳩町内に点在していることを示したものであり、これらの拠点を中心に、まちづくりを行っていくということである。基本的に、拠点については、新たな整備を行うのではなく、既存の施設を生かしていくという考え方で

ある。

委員) 拠点に設定されていないところについては、どのように考えているのか？

事務局) 拠点については、代表的なものを挙げている。今回、拠点に挙がっていないところについては、地域別構想案において、取り上げるべきところは取り上げていきたいと考えている。

会長) 少し、わかりにくい点があると思うが、拠点については、それ自体をどうするというのではなく、地域的な目標点として捉えるという考え方である。

委員) 「ともに生き、ともに育むまち」ということで、住民参加の協働のまちづくりを行っていかうという目標であるが、大和郡山市においては里山を守るグループやまちなかをガイドするグループなど、まちづくりを行うグループを公募し、補助金の交付を行っている。このマスタープランの作成にあたり、住民自らがアイデアを出して、自分たちのまちを自分たちで良くしたいという気持ちを持つような事業を新しく考えて欲しい。

事務局) 協働のシステムについては、新しく策定を進めている総合計画において、大きく取り上げている。今回は、全体構想案に関する審議となるため、具体的な内容について、あまり出ていないが、協働のまちづくりについては、斑鳩町においても重点的に取り組みを進めることとしている。

委員) 具体的に、やっていく方向で取り組みを進めて欲しい。

会長) どうすれば協働体制をつくることができるのかということ、構造として捉え、計画に盛り込んでいくことは可能だと思うが、直接的な内容は盛り込み難い面がある。

委員) 1 ページに「自然と共に生きる環境にやさしいまち」とあるが、前回の策定委員会において、資料として配布されたアンケートの調査結果の中で、特に50歳から60歳代の方が、将来像について、緑や水辺が豊かで自然とふれあうことができるまちづくりを望まれており、ため池や水辺を散策しながら、心を癒したいという意見が多く挙げられていたように思う。斑鳩中学校附近の桜池の堤防からは、整備された藤ノ木古墳も臨むことができ、素晴らしい場所である。将来的に、馬見丘陵公園や、大和郡山市の池之内町の池のように、池の周囲に遊歩道を整備することにより、アンケー

トの意見のように水辺を散策できるような整備計画を盛り込んで欲しい。
この財政難の時代に、整備には1億5千万円程度の費用がかかるという見
通しであり、また、他のため池もある中で何故、桜池だけ整備を行うのか
という話もあるとは思いますが、ぜひとも力を入れて欲しい。

また、先ほどの事務局の説明の中でJR法隆寺駅周辺に関する話があつた
が、駅周辺のレンタサイクルの台数と利用状況を教えて欲しい。

それと、過去にも法起寺、法輪寺の周辺では、電柱の色を周囲の景観と合
わせるために、茶色に塗替えを行ったという経緯があり、法隆寺周辺の西
里や東里などの、歴史的なまちなかを通る道においては、電柱を地中化す
る計画を進めて欲しい。

それと、拠点に挙げられている健民運動場については、ぜひグリーン化の検
討を行って欲しい。

あと、同じく拠点に挙げられているふれあい交流センターいきいきの里の利
用者数を教えて欲しい。

会長) 水辺の整備の関係については、次の議題の中で、事務局から説明があると思
うので、そこで議論を行っていききたい。レンタサイクルの利用状況とい
きいきの里の利用者数については、どうか？

事務局) レンタサイクルといきいきの里の利用状況については、今、資料を持ち合
わせていないので、後日、報告させていただく。

会長) 次に、電柱の地中化の状況について説明をお願いしたい。

事務局) これまで斑鳩町においては、景観整備の面から、三井や岡本において、ま
た西里においては、法隆寺藤ノ木線の整備に伴い地中化を実施している。ご
意見のあつた西里の法隆寺西大門から法隆寺藤ノ木線に至る道路については、
第6期無電柱化計画に含まれてはいるが、実際に事業を進めていくためには、
数多くの難しい点がある。

会長) 一般論として、景観に配慮した都市形成の中に、地中化は含まれるが、地
中化をどのように実現していくのかという点については、解決すべき問題
が多いという理解でよいか？

事務局) その通りである。現実的には、関西電力などの事業者や国なども含めて、
地中化計画を進めていくことになる。西里地区については、無電柱化計画

には挙げられているものの、現時点では、物理的な問題などから計画を進めていくことができないという結論が出ている。

委員) 資料の1ページに農業や商業と連携した観光の振興をはかるという記述があるが、具体的にどのようなことを想定しているのか?

事務局) 農業を実際に体験する体験型観光の取り組みや、具体化はしていないが、商業については、空き店舗を利用し、新しい商店などを興し、まちなかミュージアム的な形で巡ってもらうような形など、農業や商業と連携した観光施策をすすめていきたいと考えている。

委員) 特に斑鳩町は宿泊施設が少ないので、宿泊客を上手く取り入れていくという観点から、例えば、農家民泊はひとつの選択肢だと思うが、この点については?

事務局) 農家民泊についても、取り組みの一つであると思う。どれが実際に実現していくことができるのかという点について精査を行い、できるだけ観光客の方々に来ていただけるような方策を進めていきたい。

会長) そもそも観光客の視点からみて、斑鳩町に宿泊をしたくなるような環境が整備されているかという点で、少し工夫が必要なのではないかと感じている。この反面、まちづくりの構想は、あくまで住民のためのものであることから、必ずしも観光最優先というものでもない。どう両立させるべきかということが重要である。今回、都市構造図の中で龍田のまちなみが一定の範囲を持つ拠点として設定されているが、斑鳩町の将来の都市構造を考える上で、龍田のまちなみだけではなく、並松の商店街も含めた旧街道を、斑鳩町の生活道路の主軸と位置づけることが、重要ではないかと考えている。このため、並松商店街についても、具体的に明示するほうが、将来の都市構造としてのイメージを付けていきやすいと考えている。文化財以外の拠点についても力を注いでいくという意味では、歴史・自然拠点の指定の方法を少し、工夫すべきだと思うので検討願いたい。

(2) 都市づくりの方針（全体構想）について

■ 事務局からの説明事項

「資料3」に基づき、土地利用、市街地整備、道路・交通体系、都市施設整備、景観形成、都市防災のそれぞれの方針について説明があった。

■ 質疑事項及び主な意見

会長) まず、先ほど質問のあった水辺の整備に関する方針と状況について、説明願いたい。

事務局) 桜池に散策ができる遊歩道を整備するという提案であるが、このような事業は、住民の方々の協力をいただきながら、進めていくべき事業であり、非常にありがたい提案であると思う。しかし、委員の話の中にあつたように1億5千万円という多額な費用がかかる。今後の10年間の中では、ハード面での整備も多く、財政的な状況から、資料内の公園・広場一覧にある斑鳩ため池周辺や天満池周辺に絞って事業を進めていく必要があると考えており、桜池の整備については進めていくことは難しい。

委員) JR法隆寺駅と法隆寺周辺とを結ぶ「いざないの道」について、このマスタープランの中でも非常に重要なポイントとなると思う。3ページの(2)商業・業務地の整備方針の中で、「県道大和高田斑鳩線の沿道では歩いて楽しめる魅力的な商業施設の立地を誘導します」とあるが、並松商店街も含めて、具体的に何か話は進んでいるのか?

事務局) 県道沿いでは、店舗が点在する形で建ってきているが、並松商店街については、空き店舗が多くなってきており、どのようにして住民の方々と協働して進めていくかということが重要であると考えている。いざないの道については、今後、計画的に誘導を進めていくという段階であり、現状、具体化はしていない。法隆寺への観光のために、多くの方が、並松商店街のすぐ近くまで来られている中、どのようにして並松商店街に誘導していくか方法を模索しているところである。

会長) 商業をどこに集積させていくかということであるが、少し特定の観光資源の周辺に集中している感がある。実現は難しいかもしれないが、上手く誘導していくことができれば良いと思う。

委員) いかるがパークウェイと国道25号との取り付けの関係で、新しい道路が

できれば交通量は増えるが、国道25号でどのような受け入れをしていくのかということについて、現在、どのような進捗状況となっているのか、また、今後どのように取り組みを進めていくのか？地域住民としては王寺駅への往来について、非常に心配している。

事務局) まず、いかるがパークウェイの現在の進捗状況であるが、小吉田のモデル区間の約400mについては、既に供用が開始されている。現在、モデル区間の西側の稲葉車瀬地区で工事が行われており、竜田川に架かる橋についても一部工事が進められている状況である。竜田川に架かる岩瀬橋から西側、三室交差点までの区間については、高低差が大きいことから、構造が決定しておらず、地域の方々と協議を進めているところである。また、モデル区間から東側についてであるが、法隆寺インターチェンジに通じる道路である県道大和高田斑鳩線までの区間は、計画的に事業を進めていく区間という位置づけがなされており、今後、国で予算が確保され次第、用地買収が進められることとなっている。質問があった三室交差点から王寺駅に向かう方面については、住民の方々から歩道が狭いため、何とかならないかという要望も受けており、三室交差点の附近については、パークウェイの進捗状況を見ながら、一定の改良が必要であると国も考えている。将来の完成形としては、王寺町の役場のあたりまで4車線化を行っていく必要があると考えているが、そのためには、都市計画の変更をしていかなければならない。河川や鉄道を越えて、整備を行っていかなければならないという課題もあるが、将来的な目標については、そういったことになっている。

委員) 都市防災の方針の中で、幹線道路の整備を進めていくことは挙げられているが、住宅地付近の道路、特に法隆寺駅から国道25号の中宮寺前交差点に至る道路については、非常に幅員が狭い。この道路に沿って三代川が流れているが、この三代川を改良すれば、もっと広く道路が使える。道路が広がれば、交通の流れが良くなり、消防車や救急車の出入りがしやすくなるので、このような内容についても都市防災の方針に加えていった方が良いと思う。

事務局) 道路は、災害時の避難路として、または緊急物資の輸送路として利用がで

きるようネットワークを構築し、スムーズに車を流していく必要がある。
資料の7ページの道路ネットワーク図にあるように、意見のあった三代川の隣を通る道路は主要区画道路として位置づけている。三代川については、県で河川改修に取り組まれており、現在、JR法隆寺駅の南側において、徐々に進められている状況である。JR法隆寺駅の北側については、まだ実現していないが、三代川の河川改修とあわせて、道路整備を行っていく予定となっている。

委員) 関連する質問となるが、道路のバリアフリー化について、今、話にあった三代川沿いの道には、住宅地に入るための橋が多数架かっている。しかし、橋の基準がバラバラで、橋桁が道路の上に乗っている橋もあれば、掘り下げて、道路と同じ高さとなっている橋もある。こうした問題の対応について、河川改修の計画に入っているかどうか確認したい。

事務局) 現在は、橋桁の下で、計画の河川断面を確保するよう基準が設けられているが、橋の築造時期がバラバラであることから、考え方の統一が図られておらず、道路に凹凸ができることとなった。今回の河川改修に伴い、川の両側に通路若しくは道路を整備する計画となっており、これにより、できる限り橋をなくしていく方向で考えている。実現には色々な問題はあるが、今後は、そのような方向で取り組みを進めていくこととなっている。

委員) 遊休農地が増えているとのことであるが、斑鳩町は、都会に一番近い田舎であるというイメージで、農業体験の取り組みに加え、農家民泊や斑鳩ため池付近の良い景観の中で農家レストランを営むなど、都会の方々が体験できるような施設とふれあい交流センターいきいきの里などの既存の施設との有機的なネットワークを作り利用していけば、新たな施設を作る必要がない。また、公園の関係において、史跡中宮寺跡の整備が挙げられているが、住民との協働という考え方に立って、施設の一部を町民の森として位置づけ、結婚などのイベントに際して、町民に記念樹を植えてもらうことにより、記念樹の森を作っていくことができれば、将来、町外に出た子どもが、10年後や20年後に帰ってきた際に、自分が植えた木であるという思いを持っていただけるようなこともできる。2.9haという広大な緑地ができることとなるので効果的に整備を行って欲しい。

事務局) 協働のまちづくりを進めていくことは非常に重要であると認識している。

グリーンツーリズムや農家民泊といったことを進めていく上で、農家の方々と上手く協働していければ良いと考えている。新たに施設を作るのではなく既存の施設を有機的に利用していくということについては非常に貴重な意見だと思う。

また、中宮寺跡の整備については、委員の意見のように住民が参画できるような整備を進める必要があると思うので、庁内で連携を図りながら、取り組みを進めていきたい。

会長) 遊休農地や未整備の土地は資源として捉えるべきであり、オーナーシップ制度などは他の自治体でも盛んに取り組みが進められている。

委員) 遊休農地の解消については、全国的にも、農業をする人が少なくなっており、農業委員会においても取り組みを行っているが、担い手がない。耕作を続けることができなくなった小作人から地主へ農地が返されてきているが、地主は農機具を持っていないため、返されたとしても耕作することができない。これまでは、誰かに頼んで作ってもらっていたが、現状、受け手がないため、草が生えたままで放置され、周辺の住民から苦情が出る結果となっている。こうした中、昨年12月15日に農地法が改正されたことに伴い、標準小作料が廃止され、直接地主と小作人が小作料を個人交渉することとなった。農業委員が個々に地主と小作人の中に入って、斡旋を行うこととなっているが、トラブルが予想される。

斑鳩町では、菜の花を栽培し、菜種油をつくとともに、その廃油を収集し精製をして、バイオ燃料化を行い、ごみ収集車を動かすといった循環型の取り組みがなされている。

また、斑鳩町では新たな特産物として、中宮寺門前そばを開発した。現在、中宮寺の土産物屋で販売されているが、試食会を行ったところ、全国的に報道された結果、かなりの反響があった。現在、他で取れたそばと混ぜ合わせて作っているため、国産そばという名称を用いているが、今後は、純粋な斑鳩町産のそばとして売り出していきたい。田をされている方にそばを作っていただけるのかという難しさもあるが、ボランティアの方にも協力いただきながら、町ぐるみの取り組みに発展をさせていきたいと考えて

いる。

一方で、法隆寺の近辺では、画家や俳人、写真家の方が来られ、レンゲ畑や菜の花を背景とした法隆寺の風景をテーマに、絵を描いたり、写真を撮ったり、俳句を読んだりされている。このままでは、農地が全て潰れてしまい、住宅地の真ん中にお寺があるという状態となることが危惧される。私は、これ以上、農地を潰したくないと考えている。個人財産であるため、制限していくのは難しいかもしれないが、どうすればよいか論議をしていきたい。

また、自治会に入らない住民が増えていると思うが、斑鳩町の住民で、自治会に入られていない方が、どの程度おられるか教えて欲しい。

会長) 土地利用方針の中で、農地に関しては、将来的にも農地として保全するとされていると思うが、その点に間違いはないか？

事務局) 市街化区域と市街化調整区域に区分し、方針を立てている。市街化調整区域の農地については、保全する方針としているが、委員から意見のあった西里や東里は、市街化区域内であり、市街化区域の農地に対し、農地以外への転用を禁止するような規制を行っていくことは難しい。

会長) 市街化区域と市街化調整区域で取り扱いが違うということであり、土地所有者の裁量が効く範囲内において、行政が立ち入っていくのは難しいということの理解でよいか。

事務局) その通りである。

委員) 都市計画の線引きの関係について、どのくらいの期間で見直しがなされるのか？

事務局) 前回の線引きの見直しは、平成13年に行われている。現在、県で見直し作業が進められているところであり、今年度末を目途に見直しが実施されることとなっている。前回の見直しからは9年が経過しており、この程度のスパンで見直しが実施されている。

会長) 自治会の会員の状況についてはどうか？

事務局) 後日、報告させていただき内容と合わせて報告をさせていただく。

職務代理者) 都市基盤整備に関して、幹線道路の整備については基本方針が示されているが、生活道路の整備方針については、総合計画やこの都市計画マスター

プランの中でも、明記されていない。生活道路の整備方針についても、マスタープランに盛り込んでいくべきではないか？

また、奈良県においては、道路交通環境について、改善されつつあるが、依然として渋滞が解消されない状況である。こうした中、奈良県においては、自転車で周遊できるルートの整備が進められている。斑鳩町においても、奈良県で整備された大和郡山市の方面から法隆寺へ至る自転車道路がある。一方で、JR法隆寺駅から法隆寺の間の、県道大和高田斑鳩線においては、自歩道の整備はされているものの、歩行者が多いため、自転車で自歩道を通るにも危ない状況である。こうしたことから、かなりの費用がかかるため実現は難しいと思うが、奈良県で、三代川の河川整備が実施されるときに、自転車道の整備について、考えてもらえるようにするためにも、法隆寺につながる自転車道のルート整備について、マスタープランに盛り込んでいけないか検討を行って欲しい。

事務局) まず、生活道路の関係について、直接、生活道路という表現は行っていないが、第3章の道路・交通体系整備の方針の中で、幹線道路との接続部分や、危険なところを中心に、交通安全施設の整備を進め、安全に通行できるような対策を講じていきたいと記載しており、これ以上踏み込んだ内容については、このマスタープランでは触れにくい部分であると考えている。

会長) 生活道路内の通過交通を排除するために、まずは、幹線道路の整備を行っていくという考え方で良いか？

事務局) その通りである。

会長) 自転車による移動を安全に行うための道路整備という点については？

事務局) 今回のマスタープランでは、駅と法隆寺を結ぶネットワークの設定や、まちなか観光という内容も盛り込んでいるが、現状、自転車道のルート整備については、具体化していないため、表現についてはこの程度に留めておくこととし、県が計画している自転車道以外に、新しく自転車道の整備を行っていくことが可能かということを含めて、協議を行っていきたいと考えている。

会長) 既存の道路に新たに自転車道を取り付けることは難しいと思うが、既存の道路を用途区分して使うほうが、実現性は高いと思う。

委員) 並松商店街については、龍田へ誘導する入口にもなり得るため、非常に重要なところであるということがよくわかったが、実際、今の並松の状況を見ると、ここ1、2ヶ月の間に昭和期のものとしてトップクラスの質を持つ建物が、また、ここ2、3年の間には並松の中で最も古い歴史的価値のある建物が取り壊されたところである。住宅地の整備方針のうち、伝統的住宅地の整備方針において、「既存の住宅のうち、歴史的価値のある住宅は貴重な文化財として保存をはかるとともに、新築や建替え等に際しては、周辺の町並みに調和するよう誘導します」とあるが、具体的にはどのような保存方法や誘導方法を考えているのか？

会長) 私もこの点について、確認したいが、伝統的住宅というのは、どの程度の古さのものを想定しているのか？昔の商店街のお店のような昭和30年代や昭和40年代に建築された日本家屋のようなものも含まれ得るのか？また、周辺の町並みに調和するものとして、色や形態について、どのように考えているのか？

事務局) 現在、景観計画の策定を進めており、景観計画のなかで景観重要建造物の指定を行っていくことが可能となっている。これから景観計画についての議論を行っていくなかで、こうした指定についても考えていけるのではないかと考えている。しかし、景観重要建造物の指定に際しては、住民の方々との合意形成が非常に重要になるため、景観計画の策定を進める中で、考えていくべき課題であると考えている。また、建物の関係について、新築や建替等に際し、西里や東里、三井、岡本など伝統的住宅地においては、県の風致地区条例に基づく風致地区の指定や、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域の指定がなされ、法的な規制が既になされている。こうした規制により、建物の色や外観について基準が設けられており、和風の建築物に誘導を行っている。こうした施策を継続して行うことにより、まちなみの保全を図っていくという考え方をしている。また、現状、風致地区や古都保存法による規制がなされていない地域においては、今後、景観計画の中で、集落景観の方針をどうすべきかなど議論を進めていきたいと考えている。

会長) 歴史ある建物が無くなっていくことは非常に残念な話であり、法隆寺ほど

古いものでなくても、貴重なものであるというメッセージを出していかないと、なかなか住民の方々にはわかっていただけない。最初の議案の中でも触れたが、自分たちは、実は貴重なものを持っているというメッセージを出していくためにも、拠点をどのように設定するのかということが重要になってくると思うので、もう少し、並松についても見える形にすべきであると思う。

委員) 住民の理解を得るということは、かなり大変なことだと思う。歴史的な建物を保存するためには、新たな施設をつくるのと同じくらいの費用が必要となるという考え方を持ってもらいたい。

委員) 2ページの低層住宅地に関する記述の中で、敷地の細分化について触れられているが、近年、5棟から10棟程度の小規模な住宅開発が、国道25号から南側においては多いように思われる。こうした開発に対し、敷地面積がある一定規模以上でないと、開発が認められないといった内容を町条例で定めることはできないか？例えば50～60坪程度の敷地面積があれば、2世帯住宅もできるし、花と緑の問題も解消されると思う。また、住環境の問題も解決でき、光と風が通る爽やかなまちになると思うので、条例化の計画があるかどうか教えて欲しい。

事務局) 現行、町の開発指導要綱に基づき、開発の計画規模に応じて、敷地の最低面積について、基準を設けている。具体的には、開発面積が500㎡から2000㎡までの場合は、1区画当りの敷地面積が130㎡以上、開発面積が2000㎡以上の場合は、165㎡以上を確保するよう指導を行っている。開発許可については、県許可となるため、1区画当りの最低敷地面積について町で条例化することは難しい。

3. その他

会長) 予定されていた議事は以上となるが、この他何かあれば？

委員) コミュニティバスの経路について、今は、町内だけで完結していると思うが、今後、まちなか観光のために利用することとなれば、本数の増便や、新たなルート設定を行っていくことが必要となると思う。新たなルートを設定するために道路整備を行っていくという計画はあるのか？

事務局) 基本的には、コミュニティバスが通ることができる道を、ルートに設定し

ている。なお、前回の委員会でも話があったコミュニティバスの町域外への運行については、道路運送法上、明確な規定はなされていないが、定期路線の収支を圧迫しないことが、ガイドラインに定められているとともに、他の市町村との調整などが必要となってくることから、町としては、町域内において、有効かつ効率的なルート設定を行うことができるよう担当課と調整を進めていきたいと考えている。

会長) コミュニティバスの観光利用についてはどうか？

事務局) まちなか観光や拠点のネットワーク形成を進めて行く中で、一つの移動手段として検討を行っていききたいと考えている。

会長) 事務局から何かあれば？

事務局) 次回の委員会の開催時期についてであるが、地域別構想案と計画の実現に向けてという2つの項目について審議をお願いしたいと考えており、9月下旬の開催予定として、具体的な日程については会長に相談をさせていただき、決定していききたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

－ 閉 会 －